

令和 7 年 4 月 9 日

愛媛県木造住宅耐震診断事務所 各位
(各市町耐震診断窓口担当者経由)

愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会
愛媛県建築物耐震評価委員会

木造住宅改修耐震診断結果報告書の評価について
(愛媛県建築物耐震評価委員会)

各市町において実施している、木造住宅耐震診断補助事業に係る耐震診断評価については、令和 7 年度木造住宅耐震診断技術者派遣制度（補助制度含む）申込受付分より不要とさせていただいたところです※。改修耐震診断評価（耐震改修終了時点における対象住宅の耐震性に関する評価をいう。）については、下記により対応していただきますようお願いいたします。

また、（株）愛媛建築住宅センターにおいても、民間木造住宅耐震診断等の評価機関として、引き続き、改修耐震診断評価を実施しております。詳細は県の HP（えひめの木造住宅の耐震化：<https://www.pref.ehime.jp/site/mokutaishin/>）を参照してください。

※耐震診断評価について、①令和 6 年度申込受付分の耐震診断及び②令和 7 年度以降申込受付分で申込者が任意で耐震診断評価を希望する方のため、令和 7 年度以降も愛媛県建築物耐震評価委員会において耐震診断評価を受け付けます（評価料①3,000 円、②8,000 円）。

なお、（株）愛媛建築住宅センターにおいては耐震診断のみの評価の受付は行いませんのでご承知ください。

記

1. 愛媛県建築物耐震評価委員会（評価機関）について

各市町で実施している補助事業に係る改修耐震診断については、下記の評価機関で評価を受ける必要がありますので、改修耐震診断結果報告書等を作成後、報告書を下記機関まで提出してください。（報告方法等については「2. 評価事務の流れ」を参照）

【機関名】 愛媛県建築物耐震評価委員会
【事務局】（一社）愛媛県建築士事務所協会
〈住 所〉〒790-0002 松山市二番町 4 丁目 1-5
〈連絡先〉TEL：089-945-5200 FAX：089-945-5318

※株式会社愛媛建築住宅センター（木造住宅耐震評価委員会）においても、継続して改修耐震診断評価を行っています。（株式会社愛媛建築住宅センターでは、随時、評価受付。）

2. 評価事務の流れについて

次の①～③の流れで手続きを行ってください。基本的には耐震診断評価も同じ流れです。

(詳しい事務フローについては「参考：事務フロー」参照)

- ① 申込者より依頼のあった木造住宅の改修耐震診断を実施し、結果報告書等の作成が完了した場合は、上記の評価機関に「評価依頼書（別添様式）」、「木造住宅耐震診断結果報告書（1部）」及び関係資料を提出し、評価料（改修耐震診断 30,000 円（当初耐震診断評価証がある場合には 24,000 円））を支払ってください。

- ② 令和7年度については、【別紙】開催日程により評価委員会を開催し評価を実施する予定ですが次に留意して下さい。

・受付期間は厳守して下さい。受付期間を過ぎた場合は、次回での扱いとなります。

※受付後、報告書等に不備がある場合はFAXまたはEメール等により連絡しますので、不備事項について対応の後、是正済みの報告書様式を上記期間日までに再提出してください。

- ③ 評価終了後、評価証及び報告書（正1部、改修評価の場合は改修計画書共）を返送します。

提出方法	【報告書関係】 「郵送」又は「持参」	
	【評 価 料】 「銀行口座振替」又は「持参」	
	※1 銀行振込の場合は、協議会からの領収書は発行しません。 （銀行での振替領収書により代替可能なため）	
	※2 評価料は、申請者より事前に徴収せず診断事務所で立替えて支払うこと。 ※3 評価料の振込口座については、「4. 評価料の支払い先」を参照のこと。	
	提 出 書 類	提出部数
改修耐震診断	「木造住宅改修耐震診断結果報告書評価依頼書」	1 枚
	「改修計画書」 （添付）耐震改修計画図 ・各階平面図 ※施工箇所、補強内容（筋交い、合板、 火打ち、補強金物等） 及び耐力壁端部の柱の上下の接合部の仕様がわかるもの ・その他、評価に必要な図面、資料で評価委員会の指示するもの	1 部
	「木造住宅改修耐震診断結果報告書」（一式）	1 部
	「木造住宅耐震診断結果報告書」（一式）及び評価書の写し または、市町の確認を受けた木造住宅耐震診断結果報告書チェックリストの写し	1 部
	各市町の受付印のある「木造住宅耐震改修事業補助金申込書」若しくはこれに代わる書面の写し	1 枚
	木造住宅改修耐震診断結果報告書チェックリスト及び 改修計画書チェックリスト	1 部
	手計算等により診断した場合、「診断根拠資料（計算書等）」	1 部

注1) 木造住宅改修耐震診断結果報告書の評価に係る診断プログラムの取扱については、『別添1』のとおりです。

注2) 改修耐震診断評価において作成が必要となる、改修計画書については記載例に倣い作成してください。

注3) 令和2年度からプログラムデータを保存したCDは提出不要としました。

注4) 令和3年度から『木造住宅改修耐震診断結果報告書評価依頼書』の依頼者の押印について省略可能としました。

※木造住宅改修耐震診断結果報告書の診断技術者の押印は引き続き必要です。

報告書作成～報告書提出までの事務フロー（2.の事務の詳細について）

～注意事項～

※各市町で補助申込等の手続き完了後、改修耐震診断が完了した場合は、所定の受付期間内に報告書を評価機関へ提出してください。（書類不備がある場合で期間内には正でない場合は次回委員会扱いになりますので余裕をもって提出してください）

《モデルケース～診断から評価依頼までのフロー～》

事務の内容		注 意 事 項
I 報告書類の整備 ↓	◎添付している様式を整備する。 ■チェックリスト ■木造住宅改修耐震診断結果報告書 （1部） ■評価依頼書（1枚） ■各市町の耐震改修事業補助金申込書等の写し ■改修計画書及び添付図書（1部）	・別添の様式により作成してください。 ・各様式の変更は行わないこと。 ・報告書の作成方法については、診断マニュアルを参照
～ 耐震診断（改修計画・改修設計図書の作成共）の実施 ～		
II 報告書・依頼書を作成する ↓	◎依頼書及び報告書を、上記の様式により作成する。 ◎診断にかかる「計算書」等を整備する。	・依頼書については、別添の「記載例」を参照。依頼書の申請者は、事務所とはせず、診断申込者としてください。 ・計算書等の診断根拠となる資料について、報告書に添付して提出していただく必要がありますので、整備してください。
III 依頼書及び報告書等を評価委員会に提出する。 ↓	◎提出書類 ・依頼書 ・報告書（改修計画書）一式（1部） ・診断根拠資料（計算書等） ◎提出先 別添参照（評価委員会） ◎提出方法 ■持参 ■郵送	・左記の提出資料をすべて期限までに提出してください。 ・計算書等の根拠資料については、評価を行う際に必要ですので、報告書に添付してください。
IV 評価料を評価委員会に支払う。 評価料 改修診断：30,000円 改修診断(変更)：15,000円	◎支払方法 下記の①または②の方法のどちらかで支払う。 ①評価委員会まで持参する。 ②協議会の銀行口座に振り込む。	《②銀行振込の場合の注意事項》 ※複数の物件の評価料を振込む場合、振込は1件ずつとすること。 （振込の際の振替領収書を事務局発行の領収書に代えるため） ・振込依頼者は診断事務所ではなく、診断申込者としてください。 ・①の場合のみ、事務局から領収書が発行されます。

《各市町耐震診断担当者さんへ》

耐震診断事業補助金申込書等の写しは、必ず建物所在地（番地）及び住居表示（番地）の両方を明記していただくとともに、各市町の受付番号と受付年月日も記載されたもので発行願います。

3. 注意事項

(1) 各市町の補助を受けて実施しない耐震診断又は「改修設計に伴う改修耐震診断」については、評価委員会による評価作業は行いませんのでご注意ください。

(各市町の補助事業として適切な診断（改修計画）がなされているかを評価するものであり、個人が単独で実施する耐震診断については、建築士事務所が診断結果に責任をもって行うことが前提であり、公的に診断結果を評価する必要性がないことから評価依頼があっても受け付けないこととしております。)

(2) 改修耐震診断評価については、次を前提に評価し改修計画が構造上あるいは経済性上最善であるか等はあくまで設計者（耐震診断技術者）の責任においてなされるものであることに留意願います。

① 計画（設計）段階において、改修計画は有効か否か、改修後は一定の耐震性能を有するか否かを技術的に判断するものであり、その耐震性能を示す改修耐震診断（改修計画に基づき適切に実施された改修工事後を想定した耐震診断）が適正に実施されていることを評価するものであること。

② 評価は提出書類（設計図書）に記載されている範囲内で審査を行うものであり、現地確認等も行わないこと。

③ 補強箇所、工法、経費等は設計者、施工者の考え方には差異があり、評価は最善の改修計画であるかの判断をするものではなく、経済性の評価をするものでもないこと。

④ 評価対象は耐震性能に係る部分であり、改修に伴い変化する可能性がある居住性や建築基準法への適合性などについては評価対象外であり、改修計画者の責任において適切に処理するものであり、住宅所有者に内容を説明すべきものであること。（例：外壁開口部である窓を塞いで新たに耐力壁を設ける計画であるが、これによりその居室の採光、換気が減少する）

⑤ 工事費については、補助対象の内外及び額とも評価の対象外であること。

(3) 評価料に係る消費税の取扱いについての留意事項

これまでの実施状況では、診断事務所が申込者に請求する額のうち、評価料と診断費用の合計金額に消費税を掛けて請求している事例が多く見られました。

評価料は申込者が評価機関に対して支払うというスタンスであり、評価料には消費税が含まれていることから、事務所が別途評価料に係る消費税を申込者に請求しないようお願いします。

(適切な事例)

設計費用が 300,000 円 (税抜) の場合

(設計費用に係る消費税相当額: 300,000 円×10%)		30,000 円
設計費用 (税込)	300,000 円 + 30,000 円	330,000 円
評価料 (税込)		30,000 円
請求額		360,000 円

(不適切な事例)

設計費用が 300,000 円 (税抜) の場合

設計費用 (税抜)	300,000 円
評価料 (税込)	30,000 円
合計	330,000 円
消費税 (330,000 円×10%)	33,000 円
請求額	363,000 円

4. 評価料の支払先について

評価料の振込みは下記の銀行あてに振り込んでください。

支払先名	愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会
銀行名・支店名	伊予銀行・愛媛県庁支店
預金種別	普通預金
口座番号	1 6 0 7 0 4 4

(注意事項)

※ 複数の物件にかかる評価料を振り込む場合は、1 件毎 (15,000 円、24,000 円、30,000 円) に別々で振込みを行ってください。 (まとめて納入されると、依頼者に事務所が請求する場合に不備が生じる恐れがあるため)。また、振込依頼者も、1 件毎に診断申込者名での納入としてください。

なお、振込対応された方は、納入チェックの際の混乱を防ぐため、振込み用紙のコピーを、速やかに事務所協会まで送付されたい。

5. 改修診断評価後の計画変更の取扱いについて

改修診断評価後に改修計画を変更して 評点 (各階、各方向別) が下がる場合は、変更改修計画書及び変更改修耐震診断報告書を提出して、変更評価 (再評価) を受けるものとし、手続きは当初評価依頼に準じる。

※ 評点が下がる場合は、変更評価 (再評価) は不要ですが、変更後の改修計画書及び変更後の改修耐震診断結果報告書を作成し、市町に報告が必要です。

※ 変更評価 (再評価) の要不要の判断は、受託した耐震診断事務所が行うこと。

6. 参考（耐震診断プログラムについて）

次に記載するプログラムについては、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル 2-1 採用する耐震診断法」にある同等の診断方法に該当するプログラムとして活用が可能ですのでご案内します。

■プログラム名： 「耐震チェック」 (<http://www.katch.ne.jp/~time-man/index-n.htm>)

《報告書作成方法》

プログラムを実行後、診断結果報告書の打ち出しが可能です。打ち出した報告書を添付することにより報告が可能です。（新たにマニュアルの報告書で作成する必要はありません。ただし、（様式1）表紙については、マニュアルの様式により作成し、提出してください。

■（一財）日本建築防災協会が設置した『木造住宅耐震診断プログラム評価委員会』の評価を受けた診断プログラム

《報告書作成方法》

『別添1』の令和2年3月24日付け『木造住宅（改修）耐震診断結果報告書の評価に係る診断プログラムの取扱いについて（運用変更）』通知文書を参照してください。

→※県 HP に掲載

（えひめの木造住宅の耐震化：

<https://www.pref.ehime.jp/site/mokutaishin/>）

7. 評価証及び報告書の返送について

評価後、評価証と提出された報告書を返送しますので、報告書の提出の際に、返送先住所、宛名等を記入した報告書が入るサイズの返信用封筒を同封してください。特に指定がなければ着払いにて返送いたします。なお、評価証等を（一社）愛媛県建築士事務所協会へ受け取りに来ていただける場合は、返信用封筒は不要です。

また、指摘事項等がある場合の連絡先について、『改修診断結果報告書チェックリスト』に携帯電話番号、FAX 番号、メールアドレス等を明記してください。

【別紙】

令和 7 年度 愛媛県耐震診断・改修計画評価委員会開催日程

	受付期間	審査期間	評価証 交付期間	備考
(令和 7 年度) 第 1 回 (※注 2)	4 月 1 日 ～ 4 月 10 日	4 月 18 日 ～ 5 月 15 日	5 月 22 日 ～ 5 月 29 日	・耐震診断評価 ・改修耐震診断評価 ・総合評価 (耐震診断と改修耐震診断の同時受付)
第 2 回	5 月 29 日 ～ 6 月 10 日	6 月 20 日 ～ 7 月 22 日	7 月 25 日 ～ 7 月 31 日	・耐震診断評価 ・改修耐震診断評価 ・総合評価 (耐震診断と改修耐震診断の同時受付)
第 3 回	7 月 1 日 ～ 7 月 10 日	7 月 22 日 ～ 8 月 20 日	8 月 21 日 ～ 8 月 29 日	・耐震診断評価 ・改修耐震診断評価 ・総合評価 (耐震診断と改修耐震診断の同時受付)
第 4 回	9 月 1 日 ～ 9 月 8 日	9 月 22 日 ～ 10 月 20 日	10 月 24 日 ～ 10 月 31 日	・耐震診断評価 ・改修耐震診断評価 ・総合評価 (耐震診断と改修耐震診断の同時受付)
第 5 回	11 月 4 日 ～ 11 月 10 日	11 月 21 日 ～ 12 月 15 日	12 月 18 日 ～ 12 月 24 日	・耐震診断評価 ・改修耐震診断評価 ・総合評価 (耐震診断と改修耐震診断の同時受付)
第 6 回	1 月 6 日 ～ 1 月 14 日	1 月 22 日 ～ 2 月 13 日	2 月 18 日 ～ 2 月 27 日	・耐震診断評価 ・改修耐震診断評価 ・総合評価 (耐震診断と改修耐震診断の同時受付)
(令和 8 年度) 第 1 回 (※注 2)	(令和 8 年度) 4 月 1 日 ～ 4 月 9 日	4 月 17 日 ～ 5 月 15 日	5 月 22 日 ～ 5 月 29 日	・耐震診断評価 ・改修耐震診断評価 ・総合評価 (耐震診断と改修耐震診断の同時受付)

(注 1) 受付期間と審査期間の間の期間については、事務局による事務的審査等を行います。

(注 2) 前年度繰越分を含みます。